

# 働き方改革

## 関連法改正で

# 変わる!

法改正の対応はできていますか?

まずは  
チェック  
してみましょう!

ひとつでも  
「NO」があれば  
注意が必要です。

- |  |  |
|--|--|
| ① すべての従業員が年次有給休暇を年5日以上取得している。                      | <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO |
| ② 年次有給休暇付与日や残日数を従業員ごとにきちんと管理している。                  | <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO |
| ③ 管理職や裁量労働制が適用される人を含むすべての従業員の労働時間をタイムカードなどで把握している。 | <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO |
| ④ 残業が必要なので36協定を締結、届出している。                          | <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO |
| ⑤ 時間外労働は月45時間、年360時間の範囲内である。                       | <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO |
| ⑥ 正社員とパート・有期労働者の待遇の違いはガイドラインに照らし合理的である。            | <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO |

### 法改正の項目を確認して準備に取り掛かりましょう

	大企業	中小企業
年次有給休暇の時季指定義務	2019年4月施行	2019年4月施行
労働時間の把握の実効性確保		
フレックスタイム制の拡充		
勤務間インターバルの努力義務		
高度プロフェッショナル制度新設		
時間外労働の上限規制	2019年4月施行	2020年4月施行
月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ	(大企業は適用済)	2023年4月施行
同一労働・同一賃金(非正規労働者)	2020年4月施行	2021年4月施行

すべて  
無料!

「働き方改革」に取り組む事業主の皆様を支援します!!

『徳島働き方改革推進支援センター』の支援内容

- ① 電話・来所・メール・訪問でのご相談に応じます
- ② 労務管理セミナーの開催

お問い合わせやご相談はこちらまで

FAXでのお申し込みは裏面で

フリーダイヤル **0120-967-951** (FAX.088-654-7780)

メールアドレス [soudancenter@tokushima-sr.jp](mailto:soudancenter@tokushima-sr.jp)

### ■ 場所 徳島働き方改革推進支援センター

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階  
徳島県社会保険労務士会内

午前9時～午後5時(月～金開催、日・祝日・年末年始除く)  
※土曜に相談希望の方はお問い合わせください。



# 相談申込書 セミナー申込書 専門家派遣申込書

令和 年 月 日

徳島働き方改革推進支援センター 行 **FAX.088-654-7780**

企業名 団体名	(名称)  代表者(担当)名
所在地	〒  E-mail @
電話	FAX
種別	ご相談 ・ セミナー開催 ・ 専門家派遣
希望日	① 月 日 ② 月 日 ③ 月 日
ご相談内容 ・ セミナーテーマ	

[注] お申し込みいただいた企業及び個人情報、相談支援事業に関する以外には使用いたしません。  
ご相談内容は担当する専門家の人選のために予めお伺いしております。

お申し込みありがとうございます。後程担当者からご連絡いたします。